

妊活を頑張るご夫婦を支援！

不妊治療費等を助成します

市では、不妊に悩むご夫婦への支援として、特定不妊治療費、男性不妊治療費および男性不妊検査費の一部を助成しています。

①特定不妊治療費

- ◆**対象者**（次の条件をいずれも満たす夫婦）
 - ・妻が治療開始から申請まで市内に住民登録があり、婚姻している
 - ・千葉県特定不妊治療費助成事業決定を受けている
- ◆**対象となる治療**
千葉県特定不妊治療費助成事業の対象となる体外受精・顕微授精
- ◆**助成額**
県助成額を除いた自己負担額（治療内容により上限5～10万円）



②男性不妊治療費

- ◆**対象者**（次の条件をいずれも満たす男性）
 - ・妻が千葉県特定不妊治療費助成事業決定を受けている
 - ・千葉県男性不妊治療費助成事業決定を受けている
 - ・夫が治療開始から申請まで市内に住民登録がある
- ◆**対象となる治療**
特定不妊治療に至る過程で治療の一環として行われる精巣内精子生検採取法、精巣上体内精子吸引採取法、その他精子を精巣または精巣上体から採取するための手術
- ◆**助成額**
県助成額を除いた自己負担額（上限10万円）

③男性不妊検査費

- ◆**対象者**（次の条件をいずれも満たす男性）
 - ・夫婦双方が検査実施から申請まで市内に住民登録があり、婚姻している
 - ・検査実施日において妻が43歳未満
- ※令和2年3月31日時点で、妻の年齢が42歳である夫婦で、令和2年度に新型コロナウイルス感染予防の観点から、検査を延期した場合は、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までに限り対象となります。（申請は令和3年3月31日まで）
- ◆**対象となる検査**
保険診療外の男性不妊検査（1年度1回、上限1万円）

申請期限

①・②は県の決定の翌日から起算して90日以内、③は検査を行った年度内（4月～翌年3月）

その他

①～③において夫婦の双方またはいずれか一方に市税の滞納がある場合は助成の対象となりません。
また、①・②において医師が証明した治療期間外に生じた治療費等は助成の対象となりません。

問合せ 健康管理課（2階） ☎(20)1574、FAX(20)1600